

習議所発第170号
令和2年3月13日

習志野市長 宮本 泰介 様

習志野商工会議所
会 頭 白鳥 豊

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経営支援に関する緊急要望書

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、当所の運営にあたりまして格別のご理解とご支援を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、世界的に猛威を振るう「新型コロナウイルス」の感染拡大により、地域経済は急激に悪化し、市内の企業活動にも大きな影響が出ております。

当所が実施した影響調査や相談内容をみますと、製造業や建設業など中国との取引がある事業所では、中国からの部材入荷の遅れや取引停止に伴い、予定された納期が大幅に遅れる等の影響がでており、資金繰りが厳しくなっている状況です。

また、飲食宿泊業・サービス業・卸売業・小売業などのあらゆる業種においても、「イベントや展示会の相次ぐ中止」や「学校一斉休校」に起因する「相次ぐ予約キャンセルで大幅な売上減少」「従業員の休業で業務に影響」「学校給食の休止による大幅減収」といった声が寄せられております。

経営者にとって目下の最大の不安は「収束時期など先行きの見えない不安感」であり、今後、時間の経過とともにさらに閉塞感が国内を覆い、経済活動が過度に委縮した状態が長引くと、甚大な経済的ダメージを受けかねません。

こうした中、習志野商工会議所では、2月上旬から、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に支障を生じている、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者向けに「緊急経営相談窓口」を設置するとともに、会議所ホームページに特設ページを設けて、関係省庁が主導する企業への各種支援施策等の情報提供を図っているところです。

つきましては、習志野市におかれましても、当面の緊急対策を講じ、市民の生命・安全をウイルスの脅威から守ることはもちろんのこと、感染状況を見極めつつ、経済面での影響を最小限にとどめるため、市内商工業者のリスク回避と安定した経営が持続的に営める経済支援策について下記の通り要望します。

記

1. 資金繰り支援

新型コロナウイルスの感染拡大により、中小企業・小規模事業者の資金繰り対策を迅速に行っていくことは目下の最重要かつ喫緊の課題であり、国や県においても別枠の緊急融資制度を創設しています。

習志野市におかれましても、現行の中小企業融資制度にて対応していただいておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者への早急な資金繰り支援が必要とされることから、同融資制度の「経営安定化資金」について、セーフティネット保証4号が利用できるように要望します。

2. 特に甚大な影響を受けた業種への集中的な支援

宿泊・交通・旅行業などの観光産業やレジャー産業・スポーツジム等のサービス業、学校休校による物販取引減となった小売業や卸売業、政府や市の要請を受けて中止・延期を余儀なくされたイベント事業者や飲食店など、市内でも多くの業種で事業活動に甚大な影響がでています。

このような事業者に対して、資金繰り等の経営支援に万全を期すことはもとより、新型コロナウイルスの影響が収束した後に需要を喚起するための取り組みや風評被害を防止するための対策を講じるなど、集中的かつ重点的な支援の実施を要望します。

3. 公共工事、物販、役務等における工期・納期の配慮

中国からの部材入荷の遅れや取引停止など、サプライチェーン等への影響を受けている建設業・製造業・事務機器販売業等の事業者に対し、市が発注する公共工事、物販、役務等について、年度末はもとより新年度以降の納期・工期において、柔軟かつ十分な対応を行っていただくとともに、迅速な支払いや適切な予定価格の見直しについての特段の配慮を要望します。

4. 感染者発生時の円滑な対応

習志野市内の事業所において感染者が発生した場合の、事業所において対応すべき事項等を記載したガイドライン等を策定・公表していただくとともに、感染発生時の消毒や店頭在庫の破棄等、義務的に発生する費用の支援、マスク・アルコール消毒液等の早期かつ安定的な供給確保について要望します。

以 上